

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域災害のリスク

当町は、夏春季には例年のように豪雨、台風に見舞われる。年平均降水量は2,800mm前後で全国平均の1,718mm(国交省水資源部調べ)を上回っており、年間を通じて梅雨期から夏にかけて多い。夏から秋にかけての雨は台風、雷雨に伴う一時的な豪雨が多く水害を起こす原因となっている。

当町には、高隈山系に源を発する串良川、塩入川、肝属川があり、その恩恵を受けて発展してきたが、全国平均より多い雨で水害をもたらし、山岳と呼ばれる山はほとんどなく、もっとも高いところで海拔77m、低いところでは2~3m、平均高度10mぐらいで平坦地となっており、地質は鹿児島県特有の火山灰の上に黒土が覆っており、農作物の生育には良好とは言えず、雨が降ると表土は流され低いところにある水田地帯に流れ込み大きな被害を受けやすい。

また、台風の上陸経路により災害の程度が異なり、台風が薩摩半島に上陸した場合、最も雨風が強く、北東から南東の風雨が強い。そのため、雨量は平野部に豪雨をもたらし、各河川とも支障を来している。

(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域である豊栄地区において広い範囲で0.5m~3.0m以上の洪水浸水が予想されているほか、柏原地区・肝属川沿いの新川西地区が3.0m~10m以上の津波浸水被害が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、急傾斜地で土砂災害特別警戒区域が25箇所、土石流による土砂災害警戒区域が3箇所、土砂災害特別警戒区域が1箇所、危険箇所に指定されている。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で26.2%以上の確率で発生すると言われている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 244人(令和6年12月現在)

・小規模事業者数 203人(令和6年12月現在)

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業者の立地状況等)
商工業者	建設業	52	48	町内広めの場所に点在
	製造業	17	12	国道沿い、商店街に分散
	卸売業	7	6	海岸付近や川の周辺
	小売業	71	57	町内一円に広く分散
	飲食業	5	5	国道沿いや商店街に分散
	サービス業	72	55	町内に広く分布
	その他	20	20	町内一円に広く分散

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・東串良町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・東京海上日動火災保険株式会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・東串良町が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・発災時の被害状況調査・報告の実施
- ・復旧・復興に対する金融あっせん支援

II 課題

当町には、高隈山系に源を発する串良川、塩入川、肝属川があり、梅雨や台風など長期的な雨で川の水位が上昇し、鹿屋市串良町の町境の川沿いで浸水被害がある。また柏原地区においては沿岸沿いで、津波被害が大きく想定されるにも関わらず、災害時の準備・備えがなされていない事業所が見られ、特に小規模事業者が多い。また緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導等職員が不足している。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連携体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携を平時から構築する。
- ・事業者BCP策定等取組実施後は、フォローアップを行い、当会と当町において定期的に情報を共有することで取組の評価や見直しを実施する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・ 令和6年3月修正の東串良町地域防災計画について、本計画との調合性を整理し、発災時に円滑な応急対策等に取り組めるようにする。
- ・ 当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、保険会社や全国商工会連合会等から提供されるリスクチェックシートやハザードマップ等の防災ツールを活用しながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明を行う。
- ・ 商工会報や町広報誌、各ホームページ等を活用し、防災に関する国の施策の案内やリスク対策の必要性、損害保険の概要や事業者BCP（迅速な取組に向けた簡易版を含む）策定の助言指導を行う。
- ・ 事業継続力強化支援に関する専門家を招聘し、地区内小規模事業者に対して普及啓発セミナーや相談会を実施。行政施策や損害保険等の紹介を行う。
- ・ 新型コロナウイルス等の感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス等の感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液などの一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

【災害リスクの周知に関する目標】

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業者BCP策定件数	1件	1件	1件	1件	1件
専門家派遣件数	1件	1件	1件	1件	1件
セミナー等開催回数	1回	1回	1回	1回	1回

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、令和2年度事業継続計画（東串良町商工会危機管理対応方針）を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・ 鹿児島県火災共済協同組合や保険会社等に専門家の派遣を依頼し、地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 民間金融機関等へ普及啓発ポスターの掲示依頼を行う。

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・ 小規模事業者の事業者BCP策定等取組状況の定期的確認を行う。
- ・ 毎年度、東串良町事業継続力強化支援協議会〔構成員：当会（法定経営指導員の参画含む）、当町〕を年1回（3月）に開催し、本年度中に地区内小規模事業者・当町におけるBCP策定等状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した実施状況及び評価・検証を行う。また、協議会の評価結

果は、当理事会へフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともに、HPや会報（年1回）へ掲載することで、地区内小規模事業者等が常時閲覧可能な状態とする。

【事業者BCP等の取組状況の確認について】

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業者BCP等の取組状況のフォローアップ目標件数	1件	1件	1件	1件	1件

5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害（台風・地震等）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

・自然災害等による発災時には、人命救助を第一に、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。（電話連絡やSNS等を活用して職員の安否確認や業務従事の可否判断、家屋や道路等に係る大まかな被害状況等を、当会と当町で共有する。また、必要に応じて鹿児島県商工会連合会や鹿児島県等関係機関にも報告を行う。）

・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがいの徹底を行う。

・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

・当会と当町（企画課・総務課）との間で、地区内小規模事業者の被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（台風における例）職員自身の目視で命の危険を感じる暴風雨の場合には、当会代表や鹿児島県商工会連合会に連絡の上、自宅待機等安全措置を取り、風雨が収まり次第出勤。出勤後は、当町（企画課・総務課）と連携を取り、地区内小規模事業者等の被害状況調査を実施。調査結果については鹿児島県商工会連合会や鹿児島県等関係機関に迅速に報告を行う。（確認の取れた大まかな被害状況については、当会と当町で一日以内に情報共有する）

・職員全員が被災する等により応急対策が取れない場合の役割分担を決める。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	地区内約10%以上の事業所で、「屋根の一部が飛ぶ」、「雨漏りしている」、「窓ガラスが割れる」「ドア・外壁の一部が傷つく」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内約1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており確認ができない。
被害がある	・地区内1～10%程度の事業所で「屋根の一部が飛ぶ」、「雨漏りしている」、「窓ガラスが割れる」「ドア・壁等の一部が傷つく」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1～1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※被害想定に関わらず、連絡の取れない地域については大規模な被害が生じているものとする。
・本計画より、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に4回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヵ月	1日に1回共有する
1ヵ月以降	2日に1回共有する

新型インフルエンザ等に関する対策を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜3. 発生時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（事業の再建に必要な金額合計、事業用の土地・建物、機械設備、商品・原材料・仕掛品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は被害状況を鹿児島県が指定する様式①に記載し、当会より鹿児島県商工労働水産部商工政策課団体係へ、鹿児島県商工会連合会を通じて報告を行う。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を鹿児島県の指定する方法にて当会または当町より鹿児島県へ報告する。

様式① 鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 関係係 宛て（メールアドレス：dantai@pref.kagoshima.lg.jp）

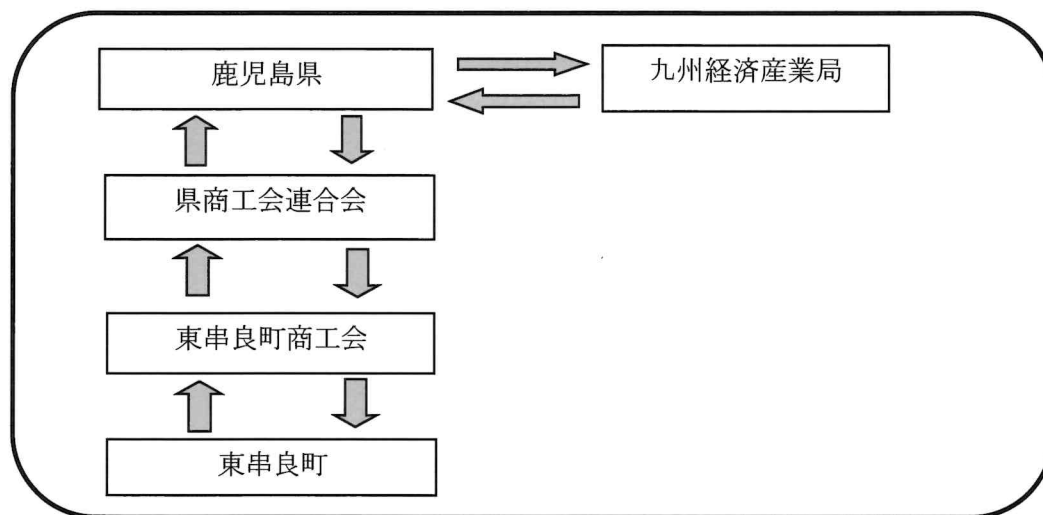
令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票

記入者： 電話番号： メールアドレス：

商工会連合会：

事業所名	住所	業種 （分類）	従業員数 （名）	被害額 （事業用資産、 必要な額、 未定とする等）	被害額内訳（単位：千円）				被害状況 （注） （被害状況がつかない内容があれば、 ）
					土地 （増築・修繕費、 賃・地代費、 事業用資産に属 する）	建物 （事業用資産に属 する）	機械設備	商品、原材料、 仕掛品等	
1				0					
2				0					
3				0					
4				0					
5				0					
6				0					
7				0					
8				0					
9				0					
10				0					

- ・当会と当町が共有した情報を、鹿児島県の指定する方法（下図）にて当会より鹿児島県へ、鹿児島県商工会連合会を通じて報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・災害時の相談窓口の開設については、地区内小規模事業者の被害状況について確認後、当町と協議の上安全性が確認された場所（特別な事由がない場合には当会館か当町庁舎内）において設置する（なお、当会は国の依頼を受けた場合には、独自に特別相談窓口を設置する）。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や鹿児島県、当町の施策）について、地区内小規模事業者等へ巡回や会報、ホームページ活用等により周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、または恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・鹿児島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を鹿児島県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制									
(令和 7 年 6 月現在)									
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制等）									
東串良町事業継続力強化支援協議会 <table><tr><td style="text-align: center;">東串良町商工会 指定職員</td><td style="text-align: center;">東串良町 企画課長</td></tr><tr><td style="text-align: center;">東串良町商工会 法定経営指導員</td><td style="text-align: center;">東串良町 企画課</td></tr><tr><td style="text-align: center;">連絡調整</td><td style="text-align: center;">連携 確認</td></tr><tr><td></td><td style="text-align: center;">東串良町 総務課（危機管理係）</td></tr></table>		東串良町商工会 指定職員	東串良町 企画課長	東串良町商工会 法定経営指導員	東串良町 企画課	連絡調整	連携 確認		東串良町 総務課（危機管理係）
東串良町商工会 指定職員	東串良町 企画課長								
東串良町商工会 法定経営指導員	東串良町 企画課								
連絡調整	連携 確認								
	東串良町 総務課（危機管理係）								
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制									
① 当該経営指導員の氏名、連絡先 法定経営指導員 坂本 政和（連絡先は後述（3）①参照）									
② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行 ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1 年に 1 回以上）									
(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先									
① 商工会/商工会議所 東串良町商工会 〒893-1612 鹿児島県肝属郡東串良町池之原 995 TEL：0994-63-6554 FAX：0994-63-3470 E-mail： higashikushira-jigyoku@kashoren.or.jp									
② 関係市町村 東串良町 企画課 〒893-1693 鹿児島県肝属郡東串良町川西 1543 TEL：0994-63-3131 FAX：0994-63-3138 E-mail： soumu@higashikushira.com									
※その他 ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。									

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
必要な資金の額	360	360	360	360	360
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	150	150	150	150	150
・ 広報費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、東串良町補助金、鹿児島県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
(1) 鹿児島県火災共済協同組合 代表者：理事長 小正 芳史 住 所：鹿児島県鹿児島市城山町1-24 鹿児島県中小企業会館3階 (2) 有限会社 山ヶ城保険事務所鹿屋支店 担 当：鹿屋店 次長 福永博文 住 所：鹿児島県鹿屋市札元2丁目3825番地10 (3) 東京海上日動火災保険株式会社 鹿児島支店 霧島支社 代表者：支社長 宮城 尚 住 所：鹿児島県霧島市国分中央5-6-13	
連携して実施する事業の内容	
1. 事前の対策 ・自然災害等の影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について巡回指導、窓口指導時に担当者が同行し、説明する。 ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。 2. 地区内小規模事業者に対する復興支援 ・保険加入者リストを徴収し、被害状況と照らし合わせ、速やかに保険金請求の手続きを行う。	
連携して事業を実施する者の役割	
(1) 鹿児島県火災共済協同組合 (2) (有) 山ヶ城保険事務所鹿屋支店 (3) 東京海上日動火災保険株式会社 鹿児島支店 霧島支社 事前の対策において、事業者の財務状況やリスクに応じた休業補償、水害補償等の損害保険・共済の情報を担当者が保険取扱のプロとして提供し、その事業所に合った保険に加入することで災害に備えることができる。 また、災害時においても顧客リストの情報提供を頂くことで、速やかに保険金請求手続きを行うことができ事業者の金銭面の精神的負担を和らげるとともに早期の復興計画の策定が可能となる。事業継続の取組、BCP作成に関する専門家、セミナーの開催に関する情報やノウハウを提供して頂くことで、事業者にとって災害時に活用度の高いBCPの作成を支援することができる。	
連携体制図等	
<pre> graph TD SO[事業所] CC[東串良町商工会] IC[鹿児島県火災共済協同組合 (有) 山ヶ城保険事務所 東京海上日動火災保険(株) 鹿児島支店霧島支社] CC -- 支援 --> SO SO -- 相談 --> CC SO -- 保険金支払 --> IC IC -- 保険金請求 --> SO CC <--> "連携・情報提供" IC IC <--> "連携・情報提供" CC </pre>	